

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2016年5月12日

【会社名】 株式会社エー・ディー・ワークス

【英訳名】 A.D.Works Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 田中 秀夫

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町一丁目1番7号

【電話番号】 03-5251-7561(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役CFO 細谷 佳津年

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区内幸町一丁目1番7号

【電話番号】 03-4500-4200

【事務連絡者氏名】 常務取締役CFO 細谷 佳津年

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】
その他の者に対する割当 18,000,000円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込
むべき金額の合計額を合算した金額 2,043,000,000円
(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び
当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約
権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い
込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第19回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	450,000個(新株予約権 1 個につき100株)
発行価額の総額	18,000,000円
発行価格	新株予約権 1 個につき40円(新株予約権の目的である株式 1 株あたり0.4円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	2016年 5 月30日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社エー・ディー・ワークス コーポレート・アフェアーズ 総務・ITグループ 東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 7 号
払込期日	2016年 5 月30日(月)
割当日	2016年 5 月30日(月)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 銀座支店 東京都中央区銀座四丁目 2 番 1 1 号

- (注) 1. 第19回新株予約権証券(以下「本新株予約権」といいます。)の発行については、2016年 5 月12日(木)開催の当社取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社エー・ディー・ワークス 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社の単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式45,000,000株とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の保有者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」と総称する。)する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、45円とする。但し、行使価額は本欄第3項に定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得、又はその他当社普通株式の交付を請求できる証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日若しくは株主確定日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>普通株式について株式の分割をする場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日又は株主確定日の翌日以降これを適用する。</p>

本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行又は付与する場合調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権その他の証券若しくは権利の全部が当初の条件で転換、交換又は行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項 乃至 の場合において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日又は株主確定日の翌日から当該承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算式により算出される株式数の当社普通株式を交付するものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、本 第1段落の行使価額の調整の場合における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額を基準として算出される割当株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所市場第一部(以下「東証一部」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合はその日、また、かかる基準日又は株主確定日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号 に定める場合その他上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	2,043,000,000円 (注) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額とする。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2016年5月30日(本新株予約権の払い込み完了以降)から2018年5月29日(但し、2018年5月29日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社エー・ディー・ワークス コーポレート・アフェアーズ 総務・ITグループ 東京都千代田区内幸町一丁目1番7号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 銀座支店
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が当該行使後に保有することとなる当社普通株式数が、本新株予約権の発行決議日(2016年5月12日)時点における当社発行済株式総数(223,876,000株)の5%(11,193,800株)(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。)を超えることとなる場合の、当該5%(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。)を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。 2. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 3. 本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権に係る本新株予約権者に対して、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個あたりの払込金額(40円)と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は、以下の条件に基づき、本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 本新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>
--------------------------	--

(注) 1. 本新株予約権の行使指示及び行使中止

(1) 本新株予約権の行使指示

当社は、割当予定先と締結されるコミットメント条項付き第三者割当契約(以下「本契約」という。)に基づき、次の場合には当社から割当予定先に本新株予約権の行使を行うよう指示することができる。

当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東証一部における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額(45円)の130%を基準とした金額(59円)を超過した場合、当社は、当該日の東証一部における当社株式の出来高の15%を上限として割当予定先に本新株予約権の行使を行うよう指示することができる。

また、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東証一部における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を基準とした金額(68円)を超過した場合、当社は、当該日の当社株式の出来高の20%を上限として割当予定先に本新株予約権の行使を行うよう指示することができる。

(2) 本新株予約権の行使中止

当社は、本契約に基づき、以下の方法により、割当予定先が本新株予約権150,000個を行使するごとに、割当予定先による本新株予約権の行使を中止させることができる。

割当予定先は、本契約に基づき、本新株予約権を150,000個行使するごとに、当社に対しその旨を書面により通知(以下「行使完了通知」という。)する。当社は、行使完了通知を受領した場合には、当該通知の受領後一定期間内の書面による通知(以下「行使中止通知」という。)をもって割当予定先に対して残存する本新株予約権の行使を行わないよう請求することができ、割当予定先は、行使完了通知の到達後一定期間内に行使中止通知を受領した場合には、以後、残存する本新株予約権の行使を行うことができない。但し、当社が割当予定先に対し、行使中止通知による割当予定先による本新株予約権の行使の中止を解除する旨の事前の書面による通知を行った場合には、割当予定先は、以後、残存する本新株予約権の行使を行うことができる。

2. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座(以下「指定口座」という。)に振り込むものとする。

- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

3. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

4. 本新株予約権証券の不発行及び株券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

5. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長又はその指名する者に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,043,000,000	13,792,000	2,029,208,000

- (注) 1. 払込金額の総額の内訳は、本新株予約権の払込金額の総額18,000,000円及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の額2,025,000,000円の合計額です。
2. 上記差引手取概算額は、本新株予約権が全て行使された場合の見込額であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 発行諸費用の内訳
- ・新株予約権の設計・評価等に係る費用 : 2,000千円
 - ・証券代行諸費用 : 1,080千円
 - ・その他諸費用(弁護士報酬や登記費用等) : 10,712千円
5. 証券代行諸費用につきましては、本新株予約権の全てが行使された場合の総額であり、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には減少いたします。

(2) 【手取金の使途】

本件エクイティ・コミットメント・ラインによる差引手取概算額20億円については、早期に米国収益不動産事業の規模拡大を図るとともに、当社が保有する国内の収益不動産残高のポートフォリオ分散を推進するため、14.9億円を2016年6月から2018年6月までの間に当社が取得を予定する国内外の収益不動産(53.6億円)の取得原資の一部に、5.1億円を当該新規取得収益不動産の主に改修工事や修繕工事等の資産価値を高めるためのバリューアップ資金にそれぞれ充当する予定であり、2018年5月29日までの行使期間における調達額に応じ、米国販売用収益不動産、国内短期/中期販売用収益不動産、国内長期保有用収益不動産の順に充当していく方針です。なお、物件情報の入手状況によって、この優先順位は変更される可能性があります。

また、上述差引手取概算額の支出時期までの資金管理については、銀行預金により安定的に運用する予定です。

《調達資金の充当予定》

(億円)				
収益不動産の区分	収益不動産の 取得原資への充当額 (A)	バリューアップ 資金への充当額(B)	調達資金の 充当額合計(A+B)	当社の不動産取得 予定額 (2016年6月～ 2018年6月)
米国販売用収益不動産	11.4	0.9	12.4	19.0
国内短期/中期販売用 収益不動産	1.6	1.9	3.5	15.9
国内長期保有用 収益不動産	1.9	2.2	4.1	18.7
合計	14.9	5.1	20	53.6

* 米国販売用収益不動産は、米国カリフォルニア州において仕入れる収益不動産をいいます。国内短期/中期販売用収益不動産は、主に首都圏を中心に仕入れ、おおそ数か月から5年以内の保有期間で売却を予定している収益不動産をいいます。国内長期保有用収益不動産は、主に首都圏を中心に仕入れ、売却の時期を定めず、賃料収入の確保を目的として保有する収益不動産をいいます。なお、当該収益不動産についても顧客ニーズにより当初想定した保有期間より早期に売却する可能性があります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a . 割当予定先の概要

名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 浦谷 元彦
資本金	10百万円
事業の内容	投資事業
主たる出資者及びその出資比率	浦谷 元彦 100%

b . 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

c . 割当予定先の選定理由

割当予定先の選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業戦略について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより当社普通株式の流動性向上に寄与していただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを念頭に候補先を検討してまいりました。

また当社は、2015年10月頃より複数の割当予定先となり得る証券会社、投資会社等との協議・交渉を進めるなかで、2016年3月中旬に、当社常務取締役CF0と割当予定先であるマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社(以下「マイルストーン社」といいます。)代表取締役の浦谷元彦氏(以下「浦谷氏」といいます。)との間においても交渉を開始いたしました。その後協議を進めた結果、2011年1月14日付で公表いたしましたファイナンスの割当予定先であったマイルストーン社を、今回の本新株予約権の第三者割当の割当予定先にすることといたしました。

マイルストーン社は、代表取締役の浦谷氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数十社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実にっております(同社は、2012年2月1日にマイルストーン・アドバイザー株式会社(2009年2月設立。旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社)による新設分割により設立され、従前の投資事業をそのまま引き継いでおります。)。同社は、設立以降、上場企業36社46案件に対して、第三者割当による株式及び新株予約権の引受け並びに新株予約権の行使で約213億円の払込みを実施した実績があります(2016年4月30日現在)。

本新株予約権のスキーム及び割当予定先であるマイルストーン社の組合せは、既存株主の皆様の株主価値の希薄化の抑制を図りつつ、当社が割当予定先に求める条件を受諾していただける割当予定先と判断いたしました。

d . 割り当てようとする新株予約権の目的となる株式の数

マイルストーン社に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は45,000,000株であります。

e. 株券等の保有方針

当社は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、割当予定先から当社の企業価値向上を目指した純投資である旨の意向を口頭にて表明していただいております。市場動向を勘案しながら売却する方針につき同意をいただいております。

本新株予約権の引受けに際しては、当社の業績向上における支援者として、当社の株価水準に応じて資金調達要請にご協力いただくことに同意いただいております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、マイルストーン社より、引受けに係る払込みを行うことが十分に可能である資金を保有していることを表明及び保証した書面を受領しております。

また、最近の財産状態の説明を聴取、預金口座の通帳の写しを確認しており、払込みに要する財産の存在について確認しております。具体的には、当社は、2015年2月1日から2016年1月31日に係るマイルストーン社の第4期事業報告書を受領し、その損益計算書において、当該期間の売上が4,465百万円、営業利益が971百万円、経常利益が950百万円、当期純利益が548百万円であることを確認し、また、貸借対照表において、2016年1月31日現在の純資産が938百万円、総資産が1,962百万円であることを確認いたしました。

加えて、当社はマイルストーン社の預金口座の残高照会結果を受領し、払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。

なお、本新株予約権には、本新株予約権の行使により割当予定先が当該行使後に保有することとなる当社普通株式数が、本新株予約権の発行決議日(2016年5月12日)時点における当社発行済株式総数の5%を超えることとなる場合には、当該5%を超える部分に係る新株予約権の行使ができない旨の行使条件が付されており、マイルストーン社は、本新株予約権の行使にあたり、上述の行使条件の範囲内で新株予約権の行使を行い、当社株式を市場で売却することにより資金を回収することを繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはありません。また、マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けていますが、それらの会社においても、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権の発行価額及び行使価額の総額の払込みに支障がないものと判断いたしました。

g. 割当予定先の実態

当社は、マイルストーン社から、反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。また、当社においても、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関(株式会社JPリサーチ&コンサルティング(東京都港区虎ノ門三丁目7番12号 代表取締役 古野啓介)に調査を依頼し、確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

割当予定先であるマイルストーン社が、本件新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。

3 【発行条件に関する事項】

行使価額について

本新株予約権の行使価額は、既存株主の皆様の株式価値の希薄化の影響にも配慮し、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の直前取引日(2016年5月11日)の当社普通株式終値である44円を基準としつつ、当社の業績動向、財務状況等を総合的に勘案した結果、本新株予約権の行使価額を45円に決定いたしました。なお、株式分割など一定の事由による行使価額の調整が生じる場合を除き、行使価額が修正されることはありません。

なお、上記の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の直前取引日(2016年5月11日)の東証一部における普通取引の終値44円(プレミアム率2.27%)、及び当該決議日の前月末日(2016年4月末日)までの6ヶ月間の各取引日の終値単純平均46.2円に対しては下回るものの、1ヶ月間の各取引日の終値単純平均43.5円(同3.45%)、3ヶ月間の各取引日の終値単純平均43.7円(同2.97%)をいずれも上回っております。

本新株予約権の発行価額について

本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、公正を期するため、独立した第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役社長 野口真人、以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。)に対して、本新株予約権の価値算定を依頼しました。ブルータス・コンサルティングは、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件などを考慮したうえ、当社普通株式の株価44円(本新株予約権の発行決議日の前取引日の終値)、本新株予約権の権利行使価格45円、配当利回り0.8%、満期までの期間2年間、無リスク利率-0.248%、当社普通株式の価格変動性(ボラティリティ)42.35%(評価基準日から2年間遡って観察)、平均売買出来高約7,276,000株/日(直近2年間にわたる当社普通株式1日当たり平均売買出来高)、当社及び割当予定先の行動として合理的に想定される仮定(当社は、取得条項については当社株価が行使価格の200%以上になった場合に発動する。また、割当予定先は、株価水準に留意しながら、権利行使を行うものとし、一度に権利行使をする数は、1回あたり7,276個(727,600株)とする。)を前提として、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。当社は、かかる評価の算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について特段の不合理的な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断し、当該評価書を参考に、本新株予約権1個あたりの払込金額を40円(1株あたり0.4円)といたしました。

以上から、本新株予約権の発行価額については、適正かつ妥当な価額であり、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。また、当社監査役4名全員も、本新株予約権の払込金額については、一般的な判断基準に照らし会社法第238条第3項第2号の特に有利な金額には該当しないものと思料する旨の意見を述べております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権の発行は、本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日(2016年5月12日)現在における当社の総株主の議決権の数の25%未満としていること、支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当には該当いたしません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する 所有議決権 数の割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合
田中 秀夫	東京都武蔵野市	47,756,248	21.44%	47,756,248	17.92%
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町1-6-1			45,000,000	16.89%
有限会社リパティールハウス	東京都武蔵野市吉祥寺東町1-23-20	9,416,000	4.22%	9,416,000	3.53%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員株式報酬信託口・75695口)	東京都港区浜松町2-11-3	6,931,238	3.11%	6,931,238	2.60%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	5,065,800	2.27%	5,065,800	1.90%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	4,467,700	2.00%	4,467,700	1.67%
楽天株式会社	東京都世田谷区玉川1-14-1	2,752,100	1.23%	2,752,100	1.03%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1-4	2,005,100	0.90%	2,005,100	0.75%
日本トラスティ・サービス信託株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	1,941,400	0.87%	1,941,400	0.72%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,794,600	0.80%	1,794,600	0.67%
佐上 良介	新潟県新潟市	1,510,000	0.67%	1,510,000	0.56%
合計		83,640,186	37.51%	128,640,186	48.24%

- (注) 1. 割当前の「所有株式数(株)」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2016年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。
2. 「割当後の所有株式数(株)」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2016年3月31日現在の発行済株式総数に、マイルストーン社に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数45,000,000株(議決権450,000個)を加えて算定しております。
3. 上記の割合は、少数点以下第3位を切り捨てて算出しております。
4. 今回発行される本新株予約権は、行使されるまでは潜在株式として割当予定先にて保有されます。行使期間は2018年5月29日までの発行後2年間となっております。今後割当予定先による本新株予約権の行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。
5. 本新株予約権には、本新株予約権の行使により割当予定先が当該行使後に保有することとなる当社普通株式数が、本新株予約権の発行決議日(2016年5月12日)時点における当社発行済株式総数の5%を超えることとなる場合には、当該5%を超える部分に係る本新株予約権の行使ができない旨の行使条件が付されております。
6. 2016年3月31日現在、当社は自己株式1,231,400株(0.55%)を保有しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第89期)及び四半期報告書(第90期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された事業等のリスクについて、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第89期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間に、2015年6月24日付で臨時報告書を提出しております。その報告内容は以下のとおりであります。

1 提出理由

当社は、2015年6月23日開催の第89期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2015年6月23日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金35銭 総額77,898,520円

ロ 効力発生日

2015年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款第2条、第4条、第21条、第28条及び第38条の規定を変更するものであります。

第3号議案 取締役5名選任の件

田中秀夫、米津正五、細谷佳津年、田路進彦及び本多正憲を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役4名選任の件

原川民男、蝦名卓、鈴木龍介及び井口寛二を監査役に選任するものであります。

第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の更新の件

2012年6月28日開催の第86期定時株主総会でご承認いただきました、大規模買付ルールの有効期間が本総会終結の時までとされており、その更新をお願いするものであります。

第6号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容改定の件

2014年6月24日開催の第88期定時株主総会でご承認いただきました、当社取締役に対する株式報酬制度の内容につき、一部見直しをお願いするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	1,098,621	52,040	0	(注)1	可決 95.48
第2号議案	1,102,149	48,512	0	(注)2	可決 95.78
第3号議案					
田中 秀夫	1,098,166	52,495	0	(注)3	可決 95.44
米津 正五	1,099,199	51,462	0		可決 95.53
細谷 佳津年	1,099,939	50,722	0		可決 95.59
田路 進彦	1,099,883	50,778	0		可決 95.59
本多 正憲	1,099,457	51,204	0		可決 95.55
第4号議案					
原川 民男	1,100,755	49,906	0	(注)3	可決 95.66
蝦名 卓	1,100,680	49,981	0		可決 95.66
鈴木 龍介	1,100,098	50,563	0		可決 95.61
井口 寛二	1,100,870	49,791	0		可決 95.67
第5号議案	1,089,089	61,501	70	(注)1	可決 94.65
第6号議案	1,083,888	65,983	70	(注)1	可決 94.20

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

3. 最近の業績の概要について

2016年5月12日開催の取締役会において決議された第90期(自2015年4月1日 至2016年3月31日)の連結財務諸表は以下のとおりであります。なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了しておらず、監査報告書は受領していません。

連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,081,935	2,607,377
売掛金	73,259	97,775
販売用不動産	1 10,975,508	1 12,457,636
仕掛販売用不動産	77,017	231,369
繰延税金資産	92,822	108,039
その他	207,214	288,808
貸倒引当金	2,223	1,565
流動資産合計	14,505,534	15,789,442
固定資産		
有形固定資産		
建物	756,603	772,824
減価償却累計額	67,308	100,545
建物(純額)	1 689,294	1 672,279
車両運搬具	-	2,650
減価償却累計額	-	353
車両運搬具(純額)	-	2,297
工具、器具及び備品	43,678	45,851
減価償却累計額	22,633	27,699
工具、器具及び備品(純額)	21,045	18,151
土地	1 1,239,470	1 1,239,617
建設仮勘定	5,160	-
有形固定資産合計	1,954,970	1,932,346
無形固定資産		
その他	61,095	61,920
無形固定資産合計	61,095	61,920
投資その他の資産		
投資有価証券	500	500
繰延税金資産	30,001	7,826
その他	129,167	133,789
投資その他の資産合計	159,669	142,115
固定資産合計	2,175,735	2,136,382
資産合計	16,681,270	17,925,825
負債の部		
流動負債		
買掛金	450,352	232,905
短期借入金	1 3,921,703	1 1,593,750
1年内償還予定の社債	1 139,500	1 129,500
1年内返済予定の長期借入金	1 999,369	1 1,120,444
未払法人税等	157,174	106,741
株式給付引当金	17,463	14,961
その他	864,367	973,305
流動負債合計	6,549,930	4,171,609
固定負債		
社債	1 967,250	1 1,037,750
長期借入金	1 3,601,167	1 6,789,902
その他	84,018	84,106
固定負債合計	4,652,435	7,911,758
負債合計	11,202,366	12,083,368

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,937,744	1,937,744
資本剰余金	1,885,962	1,886,483
利益剰余金	2,108,105	2,457,085
自己株式	457,977	397,471
株主資本合計	5,473,834	5,883,841
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	3,557	46,481
繰延ヘッジ損益	6,318	1,280
その他の包括利益累計額合計	2,761	47,761
新株予約権	7,830	6,376
純資産合計	5,478,903	5,842,456
負債純資産合計	16,681,270	17,925,825

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2014年 4月 1日 至 2015年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2015年 4月 1日 至 2016年 3月 31日)
売上高	10,735,735	15,733,153
売上原価	8,206,061	12,767,638
売上総利益	2,529,673	2,965,515
販売費及び一般管理費	1 1,770,150	1 2,097,675
営業利益	759,522	867,839
営業外収益		
受取利息及び配当金	648	488
還付加算金	239	14
助成金収入	27	942
受取保険金	969	300
雑収入	1,200	1,318
その他	197	-
営業外収益合計	3,281	3,064
営業外費用		
支払利息	153,296	161,335
支払手数料	24,311	17,382
為替差損	2,541	22,751
市場変更費用	30,000	-
その他	12,012	18,777
営業外費用合計	222,162	220,245
経常利益	540,642	650,658
特別損失		
固定資産除却損	1,050	-
特別損失合計	1,050	-
税金等調整前当期純利益	539,591	650,658
法人税、住民税及び事業税	233,548	218,829
法人税等調整額	27,830	4,950
法人税等合計	205,717	223,780
当期純利益	333,873	426,878
親会社株主に帰属する当期純利益	333,873	426,878

連結包括利益計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2014年 4月 1日 至 2015年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2015年 4月 1日 至 2016年 3月 31日)
当期純利益	333,873	426,878
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	3,984	50,038
繰延ヘッジ損益	6,318	5,037
その他の包括利益合計	1 2,333	1 45,000
包括利益	331,540	381,877
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	331,540	381,877
非支配株主に係る包括利益	-	-

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,936,512	1,883,142	1,852,063	184,273	5,487,444
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	1,232	1,232			2,464
剰余金の配当			77,831		77,831
親会社株主に帰属する当期純利益			333,873		333,873
自己株式の取得				299,998	299,998
自己株式の処分		1,587		26,294	27,882
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	1,232	2,819	256,041	273,703	13,610
当期末残高	1,937,744	1,885,962	2,108,105	457,977	5,473,834

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	427		427	9,042	5,496,058
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)					2,464
剰余金の配当					77,831
親会社株主に帰属する当期純利益					333,873
自己株式の取得					299,998
自己株式の処分					27,882
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,984	6,318	2,333	1,211	3,544
当期変動額合計	3,984	6,318	2,333	1,211	17,154
当期末残高	3,557	6,318	2,761	7,830	5,478,903

当連結会計年度(自 2015年 4月 1日 至 2016年 3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,937,744	1,885,962	2,108,105	457,977	5,473,834
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)					
剰余金の配当			77,898		77,898
親会社株主に帰属する当期純利益			426,878		426,878
自己株式の取得					
自己株式の処分		521		60,505	61,027
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	521	348,979	60,505	410,007
当期末残高	1,937,744	1,886,483	2,457,085	397,471	5,883,841

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	3,557	6,318	2,761	7,830	5,478,903
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)					
剰余金の配当					77,898
親会社株主に帰属する当期純利益					426,878
自己株式の取得					
自己株式の処分					61,027
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	50,038	5,037	45,000	1,453	46,454
当期変動額合計	50,038	5,037	45,000	1,453	363,552
当期末残高	46,481	1,280	47,761	6,376	5,842,456

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2014年 4月 1日 至 2015年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2015年 4月 1日 至 2016年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	539,591	650,658
減価償却費	31,952	59,155
貸倒引当金の増減額(は減少)	711	658
株式給付引当金の増減額(は減少)	2,497	2,502
受取利息及び受取配当金	648	488
支払利息	153,296	161,335
売上債権の増減額(は増加)	24,491	26,574
仕入債務の増減額(は減少)	37,885	215,949
たな卸資産の増減額(は増加)	1,810,945	1,698,786
その他	41,251	127,891
小計	1,111,401	945,918
利息及び配当金の受取額	648	488
利息の支払額	147,567	159,508
法人税等の支払額	168,670	290,691
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,426,990	1,395,629
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	845,794	21,261
無形固定資産の取得による支出	39,407	19,231
敷金の差入による支出	969	11,892
その他	895	791
投資活動によるキャッシュ・フロー	885,277	51,593
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	6,519,896	5,559,680
短期借入金の返済による支出	4,739,393	7,767,465
長期借入れによる収入	3,000,080	6,158,508
長期借入金の返済による支出	2,513,095	2,938,950
社債の発行による収入	-	200,000
社債の償還による支出	139,500	139,500
自己株式の取得による支出	299,998	-
新株予約権の発行による収入	3,333	-
新株予約権の行使による収入	3,792	1,643
配当金の支払額	76,900	77,256
その他	3,245	3,690
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,754,967	992,966
現金及び現金同等物に係る換算差額	18,869	22,811
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	538,431	477,068
現金及び現金同等物の期首残高	3,551,882	3,013,451
現金及び現金同等物の期末残高	1 3,013,451	1 2,536,383

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

5社

連結子会社の名称

株式会社エー・ディー・パートナーズ

株式会社エー・ディー・エステート

A.D.Works USA, Inc.

ADW-No. 1 LLC

ADW Management USA, Inc.

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

a 販売用不動産

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)

b 仕掛販売用不動産

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)

デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

a 2007年3月31日以前に取得した有形固定資産

旧定率法

b 2007年4月1日以降に取得した有形固定資産

定率法(但し、建物(建物付属設備を除く)については定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～47年

車両運搬具 5年

工具、器具及び備品 3年～15年

無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

株式給付引当金

株式付与規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、給付見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利スワップ取引

ヘッジ対象...借入金の支払金利

ヘッジ方針

金利変動による金融負債の損失可能性を相殺する目的で行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の変動額の累計とヘッジ手段の変動額の累計を比較することにより有効性を判定しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等は、発生連結会計年度の期間費用としております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間にわたり償却しております。

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支払株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については連結財務諸表の組替えを行っております。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

1. 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

(分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い

(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件

(分類2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い

(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い

(分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い

2. 適用予定日

2017年3月期の期首より適用予定であります。

3. 当会計基準等の適用による影響

連結財務諸表に与える影響額は、連結財務諸表作成時点において、評価中であります。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

1. 株式付与ESOP信託

当社は、2013年5月14日開催の取締役会において、当社及び当社子会社の従業員の労働意欲や経営参画意識の向上を促すとともに、プロフェッショナル集団としてプロアクティブに企業価値の向上を目指した経営を一層推進することにより当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、ESOP信託の導入を決議し、同年5月21日までに当社株式の取得を完了しました。

ESOP信託による当社株式の取得、処分については、当社とESOP信託が一体であるとする会計処理を行っております。従って、ESOP信託が所有する当社株式については連結貸借対照表において自己株式として表示しております。また、当該株式給付に伴う当社負担額については株式給付引当金として計上しております。

なお、2016年3月31日現在においてESOP信託が所有する当社株式は、1,223,200株(連結貸借対照表計上額102,014千円)であります。

2. 信託を用いた役員株式報酬制度(役員株式報酬信託)

当社は、2014年5月22日開催の取締役会及び2014年6月24日開催の第88期定時株主総会において、信託を用いた新しい株式報酬制度(以下「役員株式報酬信託」という。)を導入することを決議し、2014年7月15日付の取締役会において、本制度の信託契約日および信託の期間、制度開始日、信託金の金額、株式の取得時期につき正式に決定いたしました。

当社は、当社取締役(社外取締役を除く。以下「取締役」という。)を対象に、長期業績連動報酬の役員報酬全体に占める構成比率を高めるとともに、当社取締役に対して当社株式が付与されることにより当社の長期的企業価値向上に資する報酬制度を採用することを目的として、本制度を導入いたしました。

役員株式報酬信託による当社株式の取得、処分については、当社と信託が一体であるとする会計処理を行って

ります。従って、信託が所有する当社株式については連結貸借対照表において自己株式として表示しております。

なお、2016年3月31日現在において役員株式報酬信託が所有する当社株式は、6,931,238株(連結貸借対照表計上額267,190千円)であります。

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供されている資産及び担保付債務は以下のとおりであります。

担保に供されている資産

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
販売用不動産	9,744,433千円	10,772,526千円
建物	639,510 "	622,695 "
土地	1,239,470 "	1,239,617 "
計	11,623,413千円	12,634,839千円

担保付債務

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
短期借入金	3,719,753千円	1,395,000千円
1年内返済予定の長期借入金	889,369 "	935,444 "
1年内返済予定の社債	47,500 "	47,500 "
長期借入金	3,456,167 "	6,679,902 "
社債	831,250 "	783,750 "
計	8,944,039千円	9,841,597千円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
販売仲介手数料	262,126千円	335,378千円
役員報酬	151,880 "	210,213 "
役員株式報酬費用	32,808 "	"
給与手当	365,508 "	505,404 "
賞与	149,864 "	181,157 "
長期業績連動給与	50,370 "	35,085 "
従業員株式給付費用	8,335 "	8,456 "
従業員株式給付引当金繰入額	17,463 "	14,961 "
減価償却費	22,561 "	23,448 "
貸倒引当金繰入額	711 "	81 "

おおよその割合

	前連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
販売費	19%	21%
一般管理費	81 "	79 "

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	3,984千円	50,038千円
組替調整額	"	"
税効果調整前	3,984 "	50,038 "
税効果額	"	"
為替換算調整勘定	3,984 "	50,038 "
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	11,233千円	453千円
組替調整額	1,895 "	6,992 "
税効果調整前	9,338 "	7,446 "
税効果額	3,019 "	2,408 "
繰延ヘッジ損益	6,318 "	5,037 "
その他の包括利益合計	2,333 "	45,000 "

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	223,816,000	60,000		223,876,000

(変動事由の概要)

ストック・オプションの行使による増加 60,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,252,600	7,782,300	409,800	10,625,100

(注)自己株式数については、当連結会計年度末に信託が所有する当社株式9,316,300株を含めて記載しております。

(変動事由の概要)

役員株式報酬信託による当社株式取得による増加 7,782,300株

株式付与ESOP信託から当社従業員への当社株式交付に伴う減少 279,400株

ストック・オプション等の行使に伴う自己株式の処分による減少 130,400株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第12回新株予約権ストックオプションとしての新株予約権						1,439
	第13回新株予約権	普通株式	148,000		20,000	128,000	28
	第14回新株予約権ストック・オプションとしての新株予約権						774
	第16回新株予約権	普通株式	3,840,000			3,840,000	2,419
	第18回新株予約権	普通株式		6,060,000	300,000	5,760,000	3,168
合計			3,988,000	6,060,000	320,000	9,728,000	7,830

- (注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載していません。
2. 目的となる株式数の変動事由の概要
第13回新株予約権の減少は新株予約権の権利行使によるものです。第18回新株予約権の増加は、発行によるものです。また減少は新株予約権の権利失効によるものであります。
3. 第18回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2014年6月24日 定時株主総会	普通株式	77,831	0.35	2014年3月31日	2014年6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2015年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	77,898	0.35	2015年3月31日	2015年6月24日

- (注) 配当金の総額は、株式付与ESOP信託及び役員株式報酬信託の導入に伴い設定した日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口及び役員株式報酬信託口)が所有する当社株式に対する配当金3,260千円を含めて記載してあります。

当連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	223,876,000			223,876,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	10,625,100		1,239,262	9,385,838

(注) 自己株式数については、当連結会計年度末に信託が所有する当社株式8,154,438株を含めて記載しております。

(変動事由の概要)

役員株式報酬信託から当社役員への当社株式交付に伴う減少 851,062株

株式付与ESOP信託から当社従業員への当社株式交付に伴う減少 310,800株

ストック・オプション等の行使に伴う自己株式の処分による減少 77,400株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第13回新株予約権	普通株式	128,000		20,000	108,000	24
	第14回新株予約権 ストック・オプション としての新株予約権						774
	第16回新株予約権	普通株式	3,840,000		15,000	3,825,000	2,409
	第18回新株予約権	普通株式	5,760,000			5,760,000	3,168
合計			9,728,000		35,000	9,693,000	6,376

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 目的となる株式数の変動事由の概要

第13回新株予約権の減少は新株予約権の権利行使によるものです。第16回新株予約権の減少は新株予約権の権利行使によるものであります。

3. 第18回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2015年6月23日 定時株主総会	普通株式	77,898	0.35	2015年3月31日	2015年6月24日

(注) 配当金の総額は、株式付与ESOP信託及び役員株式報酬信託の導入に伴い設定した日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口及び役員株式報酬信託口)が所有する当社株式に対する配当金3,260千円を含めて記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2016年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	77,925	0.35	2016年3月31日	2016年6月23日

(注) 配当金の総額は、株式付与ESOP信託及び役員株式報酬信託の導入に伴い設定した日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口及び役員株式報酬信託口)が所有する当社株式に対する配当金2,854千円を含めて記載しております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
現金及び預金	3,081,935千円	2,607,377千円
株式信託預け金	68,483 "	70,994 "
現金及び現金同等物	3,013,451千円	2,536,383千円

(リース取引関係)

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入及び社債発行によっております。デリバティブは、為替変動リスク、金利変動リスク等の回避を目的とし、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としています。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金には主に営業取引に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、大幅な変動に対しては代替の調達手段確保を検討することとしているほか、一部については、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成する方法により管理しております。

外貨建預金及び海外子会社に対する外貨建貸付金等の債権は、為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、原則、先物為替予約を利用してヘッジしております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

(4) 信用リスクの集中

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注)2を参照ください。)

前連結会計年度(2015年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,081,935	3,081,935	
(2) 売掛金	73,259	73,259	
資産計	3,155,195	3,155,195	
(1) 買掛金	(450,352)	(450,352)	
(2) 短期借入金	(3,921,703)	(3,921,703)	
(3) 未払法人税等	(157,174)	(157,174)	
(4) 社債	(1,106,750)	(1,096,933)	9,816
(5) 長期借入金	(4,600,536)	(4,552,442)	48,094
負債計	(10,236,515)	(10,178,605)	57,911
デリバティブ取引	(11,420)	(11,420)	

(*1)負債に計上しているものについては、()で示しております。

当連結会計年度(2016年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,607,377	2,607,377	
(2) 売掛金	97,775	97,775	
資産計	2,705,153	2,705,153	
(1) 買掛金	(232,905)	(232,905)	
(2) 短期借入金	(1,593,750)	(1,593,750)	
(3) 未払法人税等	(106,741)	(106,741)	
(4) 社債	(1,167,250)	(1,169,955)	2,705
(5) 長期借入金	(7,910,347)	(7,871,403)	38,944
負債計	(11,010,994)	(10,974,756)	36,238
デリバティブ取引	(3,403)	(3,403)	

(*1)負債に計上しているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2)短期借入金、並びに(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関等から提示された価格等によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2015年3月31日	2016年3月31日
非上場株式	500	500

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められているため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2015年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,081,935			
売掛金	73,259			
合計	3,155,195			

当連結会計年度(2016年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,607,377			
売掛金	97,775			
合計	2,705,153			

(注4) 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2015年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	139,500	129,500	79,500	758,250		
長期借入金	999,369	274,369	807,464	853,124	492,914	1,173,294
合計	1,138,869	403,869	886,964	1,611,374	492,914	1,173,294

当連結会計年度(2016年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	129,500	119,500	838,250	80,000		
長期借入金	1,120,444	1,359,863	2,284,673	609,245	427,754	2,108,366
合計	1,249,944	1,479,363	3,122,923	689,245	427,754	2,108,366

(有価証券関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(2015年3月31日)

(単位:千円)

デリバティブ取引の種類等	契約額等	契約額等の うち1年超	時価	評価損益
為替予約取引 売建 米ドル	523,602		2,082	2,082

当連結会計年度(2016年3月31日)

(単位:千円)

デリバティブ取引の種類等	契約額等	契約額等の うち1年超	時価	評価損益
為替予約取引 売建 米ドル	1,061,890		1,511	1,511

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度(2015年3月31日)

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	ヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金の支払金利	536,250	508,750	9,338

当連結会計年度(2016年3月31日)

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	ヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金の支払金利	200,000	192,000	1,892

- (注) 1 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。
2 契約額等の金額については想定元本を記載しております。

(退職給付関係)

採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、退職給付制度について確定拠出年金制度を採用しております。

なお、掛金支払額は、前連結会計年度8,577千円、当連結会計年度11,376千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
売上原価(株式報酬費用)	- 千円	- 千円
販売費及び一般管理費(株式報酬費用)	1,291千円	798千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	2011年5月12日	2012年6月28日
回号	第12回新株予約権	第14回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 41	従業員 19
株式の種類及び付与数(株)(注)	普通株式 869,600	普通株式 198,000
付与日	2011年5月12日	2012年6月29日
権利確定条件	同左	同左
対象勤務期間		
権利行使期間	2013年6月1日から 2015年5月31日まで	2014年7月1日から 2017年6月30日まで

(注) 2013年10月1日付の株式分割(1株につき100株)による調整後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模およびその変動状況

ストック・オプションの数

決議年月日	2011年5月12日	2012年6月28日
回号	第12回新株予約権	第14回新株予約権
権利確定前		
前連結会計年度末(株)		
付与(株)		
失効(株)		
権利確定(株)		
未確定残(株)		
権利確定後		
前連結会計年度末(株)	95,200	
権利確定(株)		84,000
権利行使(株)	42,400	
失効(株)	52,800	
未行使残(株)		84,000

(注) 2013年5月1日付の株式分割(1株につき4株)及び2013年10月1日付の株式分割(1株につき100株)による調整後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

決議年月日	2011年5月12日	2012年6月28日
回号	第12回新株予約権	第14回新株予約権
権利行使価格(円)	20	11
行使時平均株価(円)	45	
付与日における公正な評価単価(円)	10	7

(注) 1 2013年5月1日付の株式分割(1株につき4株)及び2013年10月1日付の株式分割(1株につき100株)による調整後の株式数に換算して記載しております。

2 2012年11月19日から同年12月14日までを権利行使期間とするノンコミットメント型ライツ・オファリングによる新株予約権の行使、並びに2013年12月2日から同年12月13日まで及び2013年12月19日から同年12月20日までを権利行使期間とするコミットメント型ライツ・オファリングによる新株予約権の行使により、権利行使価格が調整されており、調整後の権利行使価格に換算して記載しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
(1)流動資産		
未払事業税	12,706千円	8,031千円
未払賞与	50,239 "	54,316 "
未払法定福利費	7,444 "	8,130 "
その他	24,067 "	40,272 "
繰延税金負債(流動)との相殺	"	2,711 "
小計	94,459千円	108,039千円
評価性引当額	1,637千円	"
計	92,822千円	108,039千円
(2)固定資産		
減価償却超過額	2,911千円	2,706千円
投資有価証券評価損	173 "	161 "
繰越欠損金	29,731 "	4,093 "
資産除去債務	1,399 "	1,837 "
その他	3,517 "	864 "
小計	37,733千円	9,664千円
評価性引当額	7,731千円	1,837千円
計	30,001千円	7,826千円
繰延税金資産合計	122,824千円	115,866千円

(繰延税金負債)

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
流動負債		
その他	"	2,711 "
繰延税金資産(流動)との相殺	"	2,711 "
繰延税金負債合計	千円	"
差引：繰延税金資産純額	122,824千円	113,155千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
法定実効税率 (調整)	35.6%	33.1%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3 "	1.3 "
住民税均等割等	0.6 "	0.2 "
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.5 "	0.9 "
その他	0.9 "	1.1 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.1%	34.4%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が2016年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、2016年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.2%から、回収又は支払が見込まれる期間が2016年4月1日から2017年3月31日までのものは30.9%、2017年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が5,782千円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が6,088千円、繰延ヘッジ損益が15千円それぞれ増加しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

内容の重要性が乏しく、また金額が少額のため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当社では、東京都及び神奈川県において、賃貸用の店舗ビル及び一棟マンション(土地を含む。)を所有しております。

2015年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は36,788千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

2016年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は32,316千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位:千円)

		前連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	1,081,037	1,884,141
	期中増減額	803,103	21,827
	期末残高	1,884,141	1,862,313
期末時価		1,900,077	1,987,892

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加は、不動産の取得(807,334千円)、減少は、減価償却(9,390千円)であります。
当連結会計年度の減少は、主として減価償却(25,524千円)であります。
3 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて社内で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社及び子会社に製品・サービス別の事業部を置き、各事業部は取り扱う製品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は事業部を基礎とした製品・サービス別セグメントから構成されており、「収益不動産販売事業」、「ストック型フィービジネス」の2つを報告セグメントとしております。

「収益不動産販売事業」は、収益不動産の売買及び媒介をしております。「ストック型フィービジネス」は、プロパティマネジメント、ビルマネジメント、自社保有収益不動産賃料収受、アセットマネジメント、ファンド・サポート、不動産鑑定評価、デューデリジェンス、調査、コンサルティングをしております。

2．報告セグメントごとの売上高、利益、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

また、事業ごとの採算性をより正確に判断するため、事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法について、全社費用のうち、事業として必要な経費を一定の基準に基づき負担させる方法としております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高、利益の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	収益不動産 販売事業	ストック型 フィービジネス	小計		
売上高					
外部顧客への売上高	9,388,418	1,296,008	10,684,427	51,308	10,735,735
セグメント間の内部売上高 又は振替高		155,852	155,852	2,983	158,835
計	9,388,418	1,451,860	10,840,279	54,291	10,894,570
セグメント利益	1,071,624	536,140	1,607,765	4,364	1,612,129
経常利益			1,421,950	5,277	1,427,228
セグメント資産			13,233,015	99	13,233,114
その他の項目					
減価償却費			11,058		11,058
支払利息			169,995		169,995
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額			813,799		813,799

(注) 1 「その他」には、総合居住用不動産事業(新築戸建)などが含まれております。

2 支払利息には、グループ間取引が含まれております。

2. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

売上高	金額
報告セグメント計	10,840,279
「その他」の区分の売上高	54,261
セグメント間取引消去	158,835
連結財務諸表の売上高	10,735,735

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	1,607,765
「その他」の区分の利益	4,364
セグメント間取引消去	38,650
全社費用(注)	891,257
連結財務諸表の営業利益	759,522

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(単位:千円)

資産	金額
報告セグメント計	13,233,015
「その他」の区分の資産	99
全社資産(注)	3,448,155
連結財務諸表の資産合計	16,681,270

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金であります。

(単位:千円)

その他の項目	報告セグメント計	その他	調整額(注)	連結財務諸表 計上額
減価償却費	11,058		20,894	31,952
支払利息	169,995		16,699	153,296
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	813,799		84,428	898,228

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、本社建物の設備投資額、システム投資額等であります。

当連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高、利益の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント		
	収益不動産 販売事業	ストック型 フィービジネス	計
売上高			
外部顧客への売上高	14,132,336	1,600,685	15,733,021
セグメント間の内部売上高 又は振替高		221,121	221,121
計	14,132,336	1,821,806	15,954,143
セグメント利益	1,181,003	560,028	1,741,031
経常利益			1,573,799
セグメント資産			14,980,335
その他の項目			
減価償却費			37,889
支払利息			177,424
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額			11,126

(注) 従来、「その他」に含めておりました総合居住用不動産事業(新築戸建)につきましては、前連結会計年度において保有する全物件の販売が完了し事業を縮小した結果、その重要性が低下したため、当連結会計期間よりセグメント情報の記載を省略しております。

2. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

売上高	金額
報告セグメント計	15,954,143
セグメント間取引消去	220,989
売上高	15,733,153

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	1,741,031
セグメント間取引消去	64,930
全社費用(注)	938,123
連結財務諸表の営業利益	867,839

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(単位:千円)

資産	金額
報告セグメント計	14,980,335
全社資産(注)	2,945,489
連結財務諸表の資産合計	17,925,825

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金であります。

(単位:千円)

その他の項目	報告セグメント計	その他	調整額(注)	連結財務諸表 計上額
減価償却費	37,889	-	21,265	59,155
支払利息	177,424	-	16,089	161,335
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	11,126	-	19,703	30,830

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、本社建物の設備投資額、システム投資額等であります。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
前連結会計年度(自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
当連結会計年度(自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
1株当たり純資産額	25.65円	27.20円
1株当たり当期純利益金額	1.54円	1.99円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	1.54円	1.98円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2014年 4月 1日 至 2015年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2015年 4月 1日 至 2016年 3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	333,873	426,878
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	333,873	426,878
普通株式の期中平均株式数(株)	215,458,500	214,241,899
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	267,630	620,076
(うち新株予約権)(株)	(267,630)	(620,076)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類 2013年7月4日開催の取締役会決議による新株予約権(新株予約権普通株式3,840,000株) 2014年3月31日開催の取締役会決議による新株予約権(新株予約権普通株式6,060,000株)	

(注) 当社は、株式付与ESOP信託及び役員株式報酬信託を導入しており、信託が所有する当社株式については、連結財務諸表において自己株式として表示しております。そのため、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、信託が所有する当社株式を自己株式数に含めて算定しております。なお、信託が所有する当社株式の期中平均株式数は、前連結会計年度7,034,245株、当連結会計年度8,382,446株であります。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当連結会計年度 (2015年 3月31日)	当連結会計年度 (2016年 3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	5,478,903	5,842,456
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	7,830	6,376
(うち新株予約権)	(7,830)	(6,376)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	5,471,073	5,836,079
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	213,250,900	214,241,899

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の株数については、信託が所有する当社株式を控除して算定しております。なお、信託が所有する自己株式数は、前連結会計年度9,316,300株、当連結会計年度8,154,438株であります。

(重要な後発事象)

(第三者割当による新株予約権の発行)

2016年5月12日開催の当社取締役会において、以下のとおり第三者割当により発行される第19回新株予約権の募集を行なうことを決議しました。

新株予約権発行の概要

(1)募集又は割当の方法	第三者割当の方法による
(2)新株予約権の総数	450,000個(新株予約権1個につき100株)
(3)新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 45,000,000株
(4)新株予約権の発行価額の総額	18,000,000円(新株予約権1個あたり40円)
(5)行使価額	1株当たり45円(固定)
(6)新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計金額を合算した金額	2,043,000,000円 (内訳)新株予約権発行分 18,000,000円 新株予約権行使分 2,025,000,000円
(7)資本組入額	会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする(計算の結果1円未満の端数を生ずる場合はその端数を切り上げた額とする)。
(8)割当日	2016年5月30日
(9)行使期間	2016年5月30日から2018年5月29日まで
(10)割当予定先及び割当新株予約権総数	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に全ての新株予約権を割り当てる。
(11)資金使途	国内収益不動産、海外収益不動産の購入・バリュアップに充当する。
(12)行使条件	本新株予約権には、本新株予約権の行使により、割当先が当該行使後に保有することとなる当社普通株式数が、本新株予約権の発行決議日(2016年5月12日)時点における当社発行済株式総数(223,876,000株)の5%(11,193,800株)を超えることとなる場合の、当該5%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されている。
(13)取得条項	本新株予約権には、当社が、本新株予約権の割当日以降いつでも取締役会の決議により、本新株予約権1個につきその払込金額(40円)と同額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されている。
(14)譲渡制限	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
(15)行使指示請求	当社は、本契約に基づき、次の場合には、割当先に対し本新株予約権の行使を行うよう指示することができる。当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所市場第一部(以下「東証一部」という。)における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額(45円)の130%を基準とした金額(59円)を超過した場合、当社は、当該日の東証一部における当社株式の出来高の15%を上限として割当先に本新株予約権の行使を行うよう指示することができる。 また、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東証一部における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を基準とした金額(68円)を超過した場合、当社は、当該日の当社株式の出来高の20%を上限として割当先に本新株予約権の行使を行うよう指示することができる。

(16)行使中止請求権	<p>当社は、本契約に基づき、以下の方法により、割当先が本新株予約権150,000個を行使することに、割当先による本新株予約権の行使を中止させることができる。</p> <p>割当先は、本契約に基づき、本新株予約権を150,000個行使することに、当社に対しその旨を書面により通知(以下「行使完了通知」という。)する。当社は、行使完了通知を受領した場合には、当該通知の受領後一定期間内の書面による通知(以下「行使中止通知」という。)をもって割当先に対して残存する本新株予約権の行使を行わないよう請求することができ、割当先は、行使完了通知の到達後一定期間内に行使中止通知を受領した場合には、以後、残存する本新株予約権の行使を行うことができない。</p> <p>但し、当社が割当先に対し、行使中止通知による割当先による本新株予約権の行使の中止を解除する旨の事前の書面による通知を行った場合には、割当先は、以後、残存する本新株予約権の行使を行うことができる。</p>
-------------	---

本資金調達手法としてエクイティ・コミットメント・ラインを採用した理由は、第三者割当を行うことから、時価にプレミアムを付与した行使価格を設定することで、時価に対し配慮できるという点にあります。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第89期)	自 2014年4月1日 至 2015年3月31日	2015年6月23日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第90期第3四半期)	自 2015年10月1日 至 2015年12月31日	2016年2月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2015年6月23日

株式会社エー・ディー・ワークス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 野 雅 史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津 村 陽 介

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エー・ディー・ワークスの2014年4月1日から2015年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エー・ディー・ワークス及び連結子会社の2015年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エー・ディー・ワークスの2015年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社エー・ディー・ワークスが2015年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2015年6月23日

株式会社エー・ディー・ワークス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 野 雅 史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津 村 陽 介

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エー・ディー・ワークスの2014年4月1日から2015年3月31日までの第89期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エー・ディー・ワークスの2015年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2016年2月12日

株式会社エー・ディー・ワークス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片岡 久依 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津村 陽介 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エー・ディー・ワークスの2015年4月1日から2016年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2015年10月1日から2015年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2015年4月1日から2015年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エー・ディー・ワークス及び連結子会社の2015年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。